

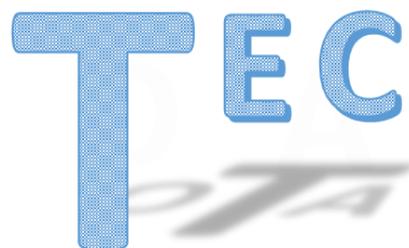
大田区情報化推進指針

大田区

令和2年2月

目次

1 基本的な考え方	2
2 国・都の動向	3
3 区の現状と課題	6
4 情報化推進の視点	8



1 基本的な考え方

(1) 指針の目的

現在の自治体業務において、ICT¹の利活用は必要不可欠なものとなりました。大田区においても、区民ニーズへの対応、業務効率化のため様々な分野で ICT を活用した取り組みを行ってきましたが、情報化を取り巻く環境は大きく変化しており、今改めて情報化政策の展望を描くことが強く求められています。

そのため大田区では継続的な区民生活の向上に寄与するべく、区政の基盤となる情報化政策に取り組む方向性を示すため、大田区情報化推進指針を策定します。

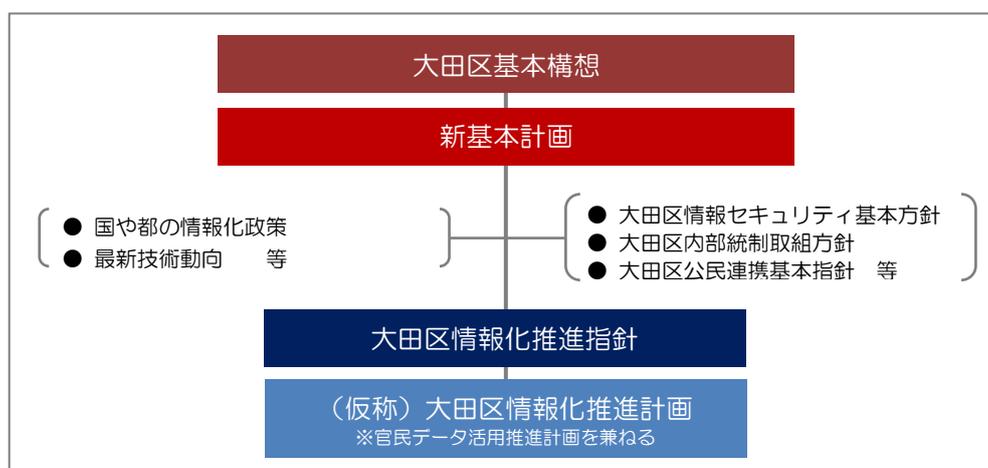
「ずっと住みたい大田区」の実現に向けて情報化政策を強化します

なお具体的な取り組みについては、本指針を踏まえて別途策定する（仮称）大田区情報化推進計画にて定めることとします。また当該計画は、現在、策定中の（仮称）大田区新基本計画とも整合性を図りながら、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」第 9 条第 3 項において策定に努めるべきとされている「市町村官民データ活用推進計画」を包含するものとします。

(2) 位置づけ

本指針は、本区の情報化推進の指針として策定するものです。期間は、令和 2 年 4 月から令和 11 年 3 月までの 9 年間とします。ただし、今後の ICT の技術進歩を見極め、社会状況の変化等も踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

- 大田区情報化推進指針等の位置づけ（図 1） -



¹ Information and Communication Technology : 情報通信技術

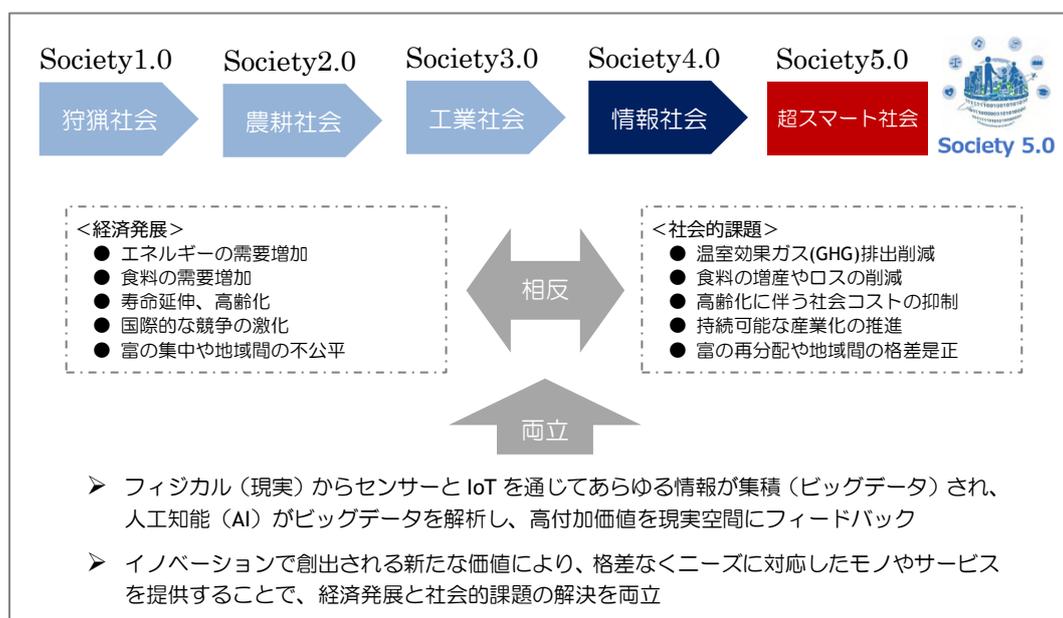
2 国・都の動向

(1) 国の動向

国が令和元年度に策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現を掲げています。

国が掲げる「目指すべき未来社会像」は、サイバー空間²とフィジカル空間（現実空間）を融合したシステムを用いて現在の経済成長と社会に係る課題解決を目指した社会像＝「超スマート社会」であり、この実現に向けた一連の取り組みを「Society5.0³」としています。

- Society5.0 とは（図 2） -



出典:内閣府資料を引用し作成 (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)

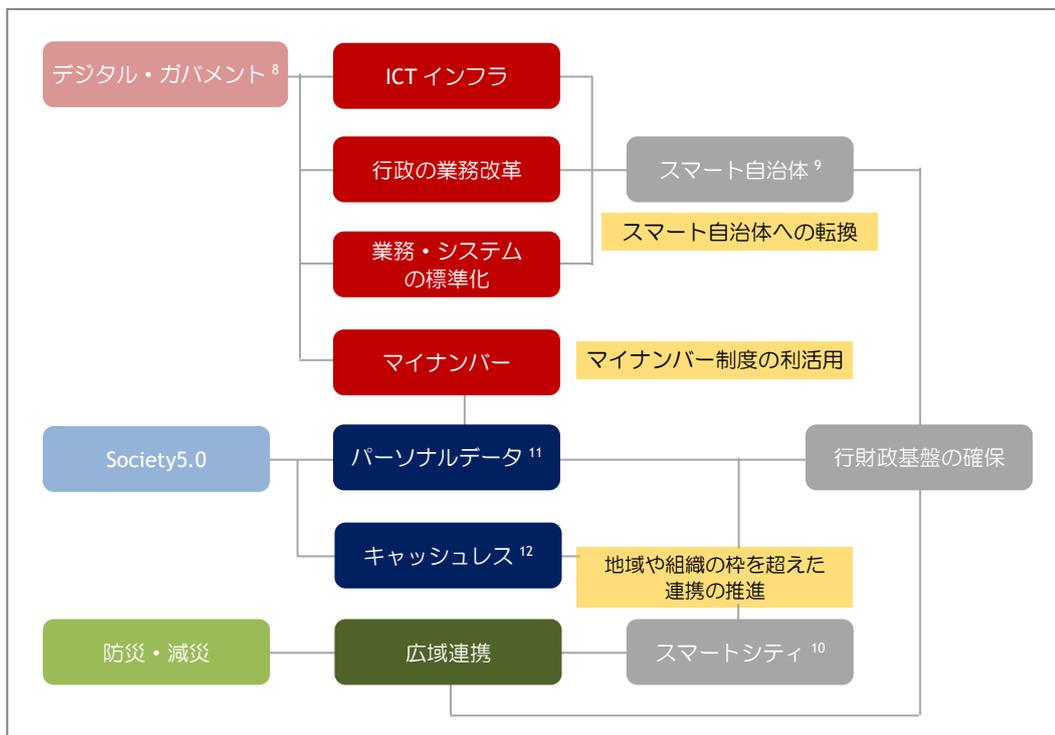
総務省は、Society 5.0 時代における持続可能な社会の実現に寄与することを目指して、各種技術を活用した産業や行政サービスの高度化、安定的な地方行財政基盤の確保、地域の安心・安全の確保等を図った「総務省重点施策 2020」を掲げています。

² 多数の利用者が自由に情報を発信したり情報を取得したりすることが出来る、コンピュータやネットワークの中に広がる仮想的な空間のこと

³ Society 5.0 : 読み ソサイエティ 5.0

- 「総務省重点施策 2020」概要（図3） -

- ✓ マイナンバー制度⁴やオープンデータ⁵等、自治体を起点としたデータ提供により、データ駆動型社会の定着化を図る。
- ✓ 業務改革、業務・システムの標準化や RPA⁶/AI⁷等のツール利用等による Society5.0 に向けた新たな自治体の形態の検討を進める。
- ✓ 地域や組織等を柔軟に考えることにより、防災・減災への対策やシステムの共同運営等の広域連携を進め、住民サービスの向上や財政面等からの安定的な地方行財政基盤の確保を図る。



出典：「Society5.0 時代における持続可能な地域社会の構築（総務省重点施策 2020）」を引用し作成

⁴ 社会保障・税番号制度：行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤のこと

⁵ 公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等がしやすい形で、インターネット等に公開すること

⁶ Robotic Process Automation：これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化する手段

⁷ Artificial Intelligence：人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム

⁸ デジタル技術の徹底活用と、行政機関の縦割りや国と地方、官と民という枠を越えた行政サービスの見直しにより、行政のあり方そのものを変革していくこと

⁹ システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体の将来像。

¹⁰ 各種センサーやカメラ等を通じ、環境データ、設備稼働データ、行動データ、消費者属性等の様々なデータ収集・統合、AI 分析し、遠隔操作等により都市インフラや都市運営、企業・生活者の利便性・快適性の向上を目指した都市

¹¹ 個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なもの（個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報）を含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報

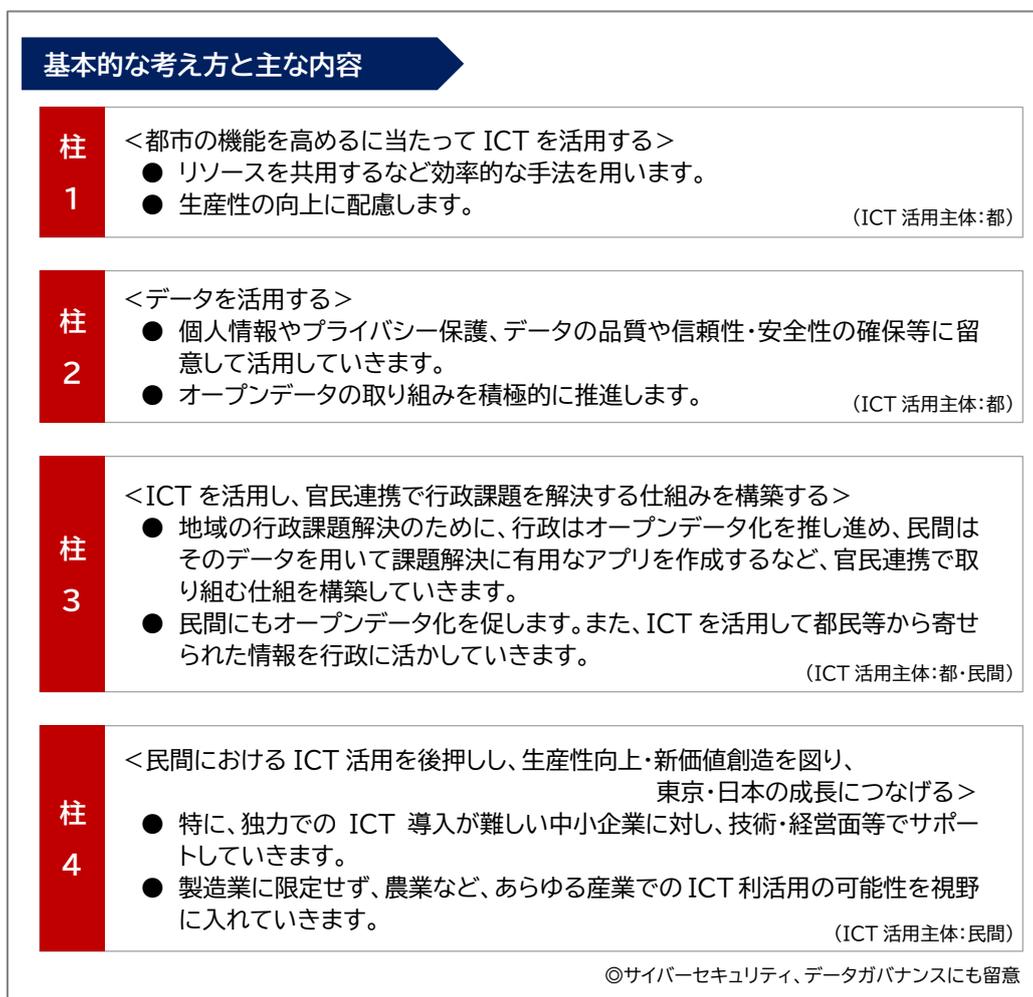
¹² 物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態

(2) 東京都の動向

都は平成 28 年 3 月に「東京都における情報通信施策の展開に向けた現状・課題と今後の方向性」を策定し、「東京を更なる成熟都市へと高めていくため、ICT を政策実現ツールの一つとして利活用していく」ことを今後の方向性とししました。平成 29 年 12 月には、東京都における ICT 利活用の今後の展開を示す「東京都 ICT 戦略」を策定しました。

また、世界最高のモバイルインターネット網を作り上げることを目指し、5G ネットワークの早期構築に向け、令和元年 8 月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を公表しました。

- 「東京都 ICT 戦略」概要 (図 4) -



出典：「東京都 ICT 戦略」を引用し作成

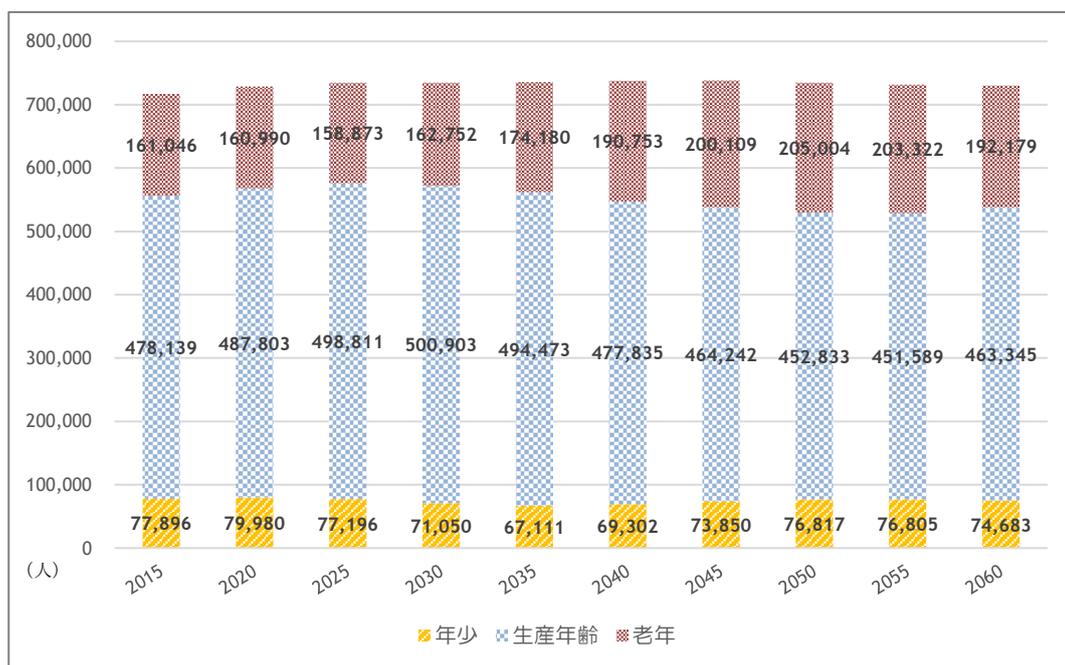
3 区の現状と課題

(1) 現状

平成 28 年 3 月に策定した「大田区人口ビジョン」では、将来人口は概ね横ばいで推移するものの、老年人口は増加し、生産年齢人口は減少する傾向にあります。

こうした将来的な人口構成の変化に伴い発生する新たな課題の解決に向けて、ICT を更に活用することが求められています。

- 大田区における将来の推計人口（図 5） -



出典：大田区人口ビジョン

(2) 課題

① 利用者目線のサービス構築

老年人口の増加、共働き世帯や単身世帯の増加など、社会構造の変化やライフスタイルの多様化により、区政に対するニーズは高度化・多様化しています。

民間企業では、ICT の効果的な導入や仕組みの変更を通じて、日々変化する顧客ニーズに対応した取り組みを行っています。

一方、区の手続きの大半は窓口に行く、対応時間が決められているなど、区民にとって利便性の高いサービスとはいえない状況にあります。区民満足度の高い行政サービスを提供するためには、利便性を高める環境の整備を速やかに行うことが必要です。

② 新たな社会的課題の顕在化

社会の成熟が進むにつれ、人々の価値観は多様化し、新たな社会的課題も顕在化しました。このような社会では、公共は行政が担うとする「ガバメント（統治）」の考えはもはや過去のものであり、多様な主体がそれぞれの「ちから」を持ち寄り、公共を実現する「ガバナンス（協治）」の考えが必要とされています。

「ガバナンス（協治）」を機能させるためには、多様な主体間における情報共有が重要ですが、行政に集まる数多くの情報を外部へ提供するには、二次利用にかかわるルール策定や体制・環境の整備を要するなど、様々な課題があります。そのため、行政にはこれらの課題を解決し、それぞれの「ちから」が発揮される「仕組み」を構築することが求められています。

③ 組織運営の高度化

社会が変化し続ける中、組織もこれに適合していかなければ、持続的なサービス供給を担保することはできません。そのためには、将来にあるべき姿を見据えた経営判断と、それを実現するための着実なマネジメントが不可欠になります。また、常にその過程や結果に対する説明責任を果たしていく、透明性の確保が求められます。

組織が持つ資産や情報、内外のリスク等を的確に把握し、いかにしてこれらを管理していくか。今後の組織運営をより高いレベルで行うためには、この課題を解決していかなければなりません。

④ 人的資源の更なる有効活用

生産年齢人口比率が減少するなど、今後、人口構成の変化が一層進むことが見込まれている社会においては、労働力の確保そのものが困難になる中で、現在のサービス量を維持し、サービスレベルを向上していくために、更なる職員能力の開発を促進し、それを発揮できる職場へと変化していかなければなりません。

より良い区民サービスを提供するために、これまでの仕事のやり方の見直し、時間や場所に捉われない多様な働き方ができるよう、業務そのものや業務環境等の見直しを行い、生産性の高い業務遂行に向けた取り組みが必要となります。

4 情報化推進の視点

国・都の動向、区の現状と課題を踏まえ、新たな課題の解決や変化を続ける社会情勢に適切に対応するために、本区は、情報化を進める視点として、以下の4つを定めます。

(1) 区民ニーズに即した行政サービスの提供

I C Tの発展は、行政サービスにも大きな変革をもたらします。区民ニーズが多様化する中で、時代に対応し、利便性を実感できるよう、効果的にI C Tの活用を行い、利用者視点で行政サービスを提供することを目指します。

(2) 多様な「ちから」を活かした公共の実現

多様な主体による公共の実現に資するため、区が管理する情報のうち公開可能なものについては、積極的に情報公開を進めます。また、区民、他自治体、民間企業、大学等との連携を一層推進し、I C Tを活用した地域の課題解決を目指します。

(3) 透明性・持続性を担保した組織運営

情報セキュリティや個人情報保護の推進と共に、新会計基準¹³対応の検討や内部統制¹⁴への対応を行い、透明性の高い組織運営を目指します。また、I T - B C P¹⁵の策定やB P R¹⁶の推進を行い、人的・財政的負担の軽減を意識した持続性の高い組織作りを進めます。

(4) I C Tの活用による職員能力の最大化

様々なデータや情報リテラシー¹⁷を活用して付加価値を生み出す人材を、研修等を通じて育成します。また、I C Tを積極的に取り入れた働き方改革を推進し、多様なワークスタイルの実現とコミュニケーションの活性化を図ることで、個々の職員の生産性が向上し、能力を最大限に発揮できる環境を作ります。

¹³ これまでの官庁における「単式簿記」「現金主義」に基づく会計制度と異なり、企業会計的手法である「複式簿記」「発生主義」による会計制度

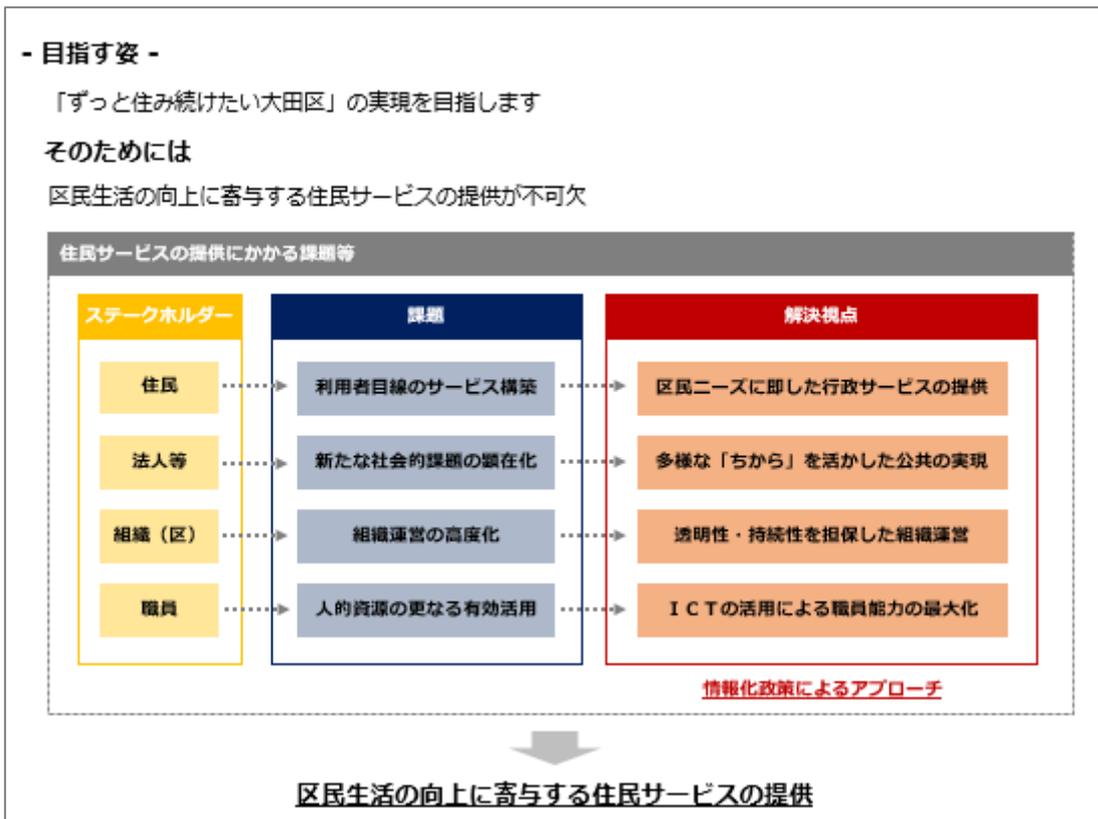
¹⁴ 業務を適切に、効率的に行えるよう、リスク管理の視点からルールを整備し、守る仕組み

¹⁵ Information Technology - Business Continuity Plan：情報システム運用継続計画 災害や事故等の非常時に情報システムを早期に復旧させ継続して利用するために必要な非常時の行動手順で構成される計画

¹⁶ Business Process Re-engineering：業務改革

¹⁷ デジタル機器やネットワークを通じて情報を取得・活用する能力

- 情報化推進の視点（図6） -



上記の視点をもとに、具体的な取り組みを検討し、「ずっと住みたい大田区」の実現に向けた情報化政策強化に係る計画を令和2年度中に定めます。

大田区情報化推進指針

令和2年2月

発行 大田区企画経営部

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1657（直通）

FAX：03-5744-1502

<http://www.city.ota.tokyo.jp/>
